

ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）開催される

2月29日（月）、14時30分から大阪地方裁判所、708号法廷において、ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）第4回口頭弁論が開催されました。

今回の裁判で、平成24年の冬ボーナスカットと平成25年の夏ボーナスカットの賃金未払い請求事件を会社と争っている渡邊さんの本人訴訟と平成25年の冬ボーナスカットで会社と争っているボーナスカット共同本人訴訟（原告山口、田川、島津、渡邊）が併合され一括して証人尋問を行うこととなりました。

「現認した」管理者が事実関係を明らかにせよ！！

今回会社は、原告準備書面に対する反論ということで、会社側準備書面、求釈明、証拠説明書と証拠資料を提出して来ました。

会社は、「ボーナスカット理由の日時、場所、列車番号、編成番号及び原告らが発生させた非違行為の内容等を詳細かつ具体的に主張しているので、現認した管理者の氏名を明らかにしなくても、原告らの非違行為は十分に特定できるので、現認した管理者の氏名は明らかにする必要は全くない。」「証人にしても全員の管理者は必要ない」と主張しました。

しかし、裁判官は「この裁判の最大の争点は、ボーナスカット理由とされる非違行為の事実があったのか、なかったのかが一番重要なところです。現認した管理者が事実関係を明らかにする事が重要です。」また、「証人についても原告の考えが重要です」「原告はどうですか」と原告4人に対して問いかけがありました。原告4人が一斉に「管理者全員をお願いします」と答えると裁判長は、原告の訴えを聞き入れ、次回、現認した管理者の氏名を明らかにするように被告会社に指示をしました。

次回、ボーナスカット理由を現認したとされる管理者の氏名が明らかに

次回、ボーナスカット理由を現認したとされる管理者の氏名が明らかになります。

これからも、不当なボーナスカットをなくすために奮闘して行きましょう！